

有害鳥獣の捕獲許可申請の注意事項について

有害鳥獣の捕獲許可は、伊勢原市有害鳥獣捕獲のための捕獲許可事務取扱要領（事務取扱要領）の記述を基に管理しています。

つきまして、小動物等を捕獲される場合は、以下の利用条件を全て同意した上で、実施してください。

1. 野生鳥獣の捕獲に関する概要

野生鳥獣は、鳥獣保護管理法により保護されており、狩猟制度に基づき狩猟鳥獣を捕獲する場合を除き、原則として捕獲や殺傷、卵の採取（以下「捕獲等」という。）が禁止されています。

なお、許可なく野生鳥獣を捕獲すると、鳥獣保護管理法違反となります。鳥獣保護管理法に違反して野生鳥獣を捕獲した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

ただし、農林水産省・生活環境・生態系への被害防止や学術研究上などで、捕獲等の必要性が認められた場合は、許可を受けて、野生鳥獣の捕獲等を行うことが認められています。

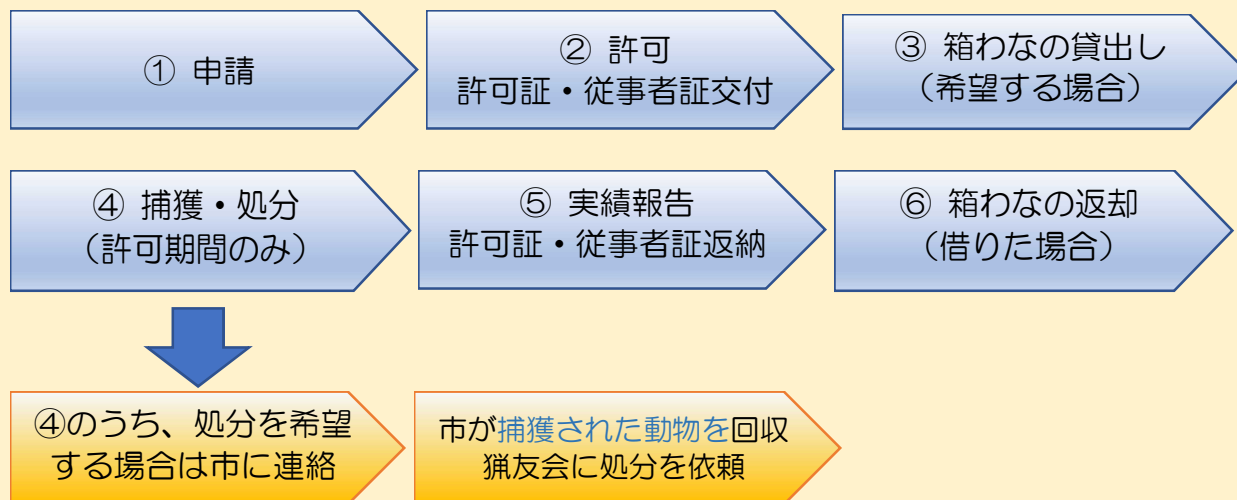
2. 捕獲期間について

捕獲期間は、原則として被害が発生している時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲等や追い払いに銃器を使用する期間であり、具体的には次のとおりです。

- ①生活環境、農林水産業、生態系への被害を防止する目的の場合
→**1年間以内（年度終わりまでとする）**
- ②送電や配電設備等に作った鳥類の巣等を撤去等する目的の場合
→**6ヶ月間**

3. 申請からの主な流れについて

捕獲等の申請や許可、捕獲や処分等に関する主な流れは次のとおりです。



4. 鳥獣捕獲許可申請書について

鳥獣捕獲許可申請書については、伊勢原市役所 2 階の農業振興課で受け付けています。

また、捕獲するための箱罠は、申請書記入後、伊勢原市役所で箱罠を貸し出します。

※農業者の方は、住まいの地域を管轄する農協にて箱罠をお借りください。農協の詳細場所は、別紙をご覧ください。

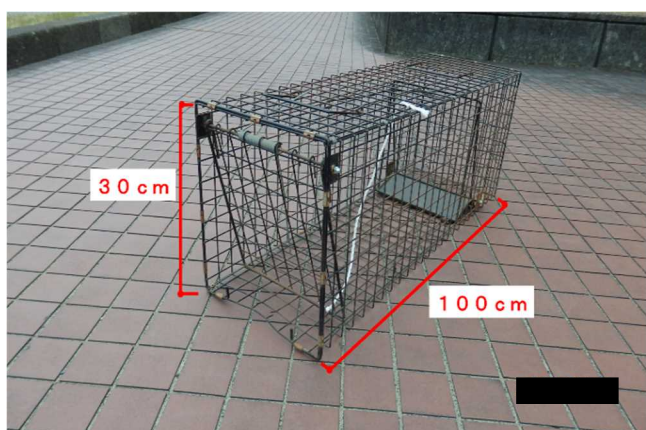


図 1 箱罠詳細 概寸法等

5. 小動物の捕獲作業について

小動物等を捕獲される場合は、伊勢原市有害鳥獣捕獲のための捕獲許可事務取扱要領の第5条2節に基づき、許可証と標識がお手元に届いてから捕獲作業を行っていただきます。また、標識を箱罠につけてから、捕獲を開始して下さい。（図2参照）

※第5条2節（実施の指導方針）：捕獲実施者は、捕獲等の実施にあたっては、鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯するとともに、銃器以外の猟具等を用いて捕獲を実施するときは、その猟具等に許可番号、設置施名等を記入した標識を付けることを遵守しなければならない。



図2 許可証を箱わなに設置した写真

6. 小動物が捕獲された場合について

許可証を受け取った後、小動物が捕獲された場合には、伊勢原市役所の職員が引き取りますので、伊勢原市役所へ連絡下さい。また、捕獲があった際は、許可証に捕獲した日付、小動物の種類、頭数の記入して下さい。（図3-1参照）

なお、土日祝日（年末年始を含む）は、市の職員による引き取りができないため、平日にご連絡下さい。

※土日祝日に小動物が捕獲されてしまった場合は、動物愛護の観点から小動物を捕獲したまま、水と食べ物を与え、夏場は直射日光を避けた場所で確保しておいて下さい。

7. 捕獲許可が満了期限を迎えた後の活動について

許可証

伊勢原市 農業振興課

氏名 (記入欄)

住所 (記入欄)

鳥獣等の種類又は活動の種類

目的

区域

方法

捕獲等又は活動等の場所

報告欄

捕獲した日付、小動物の種類、捕獲した頭数を記入し、提出する

図 3-1 許可証 詳細

鳥獣捕獲許可の満了期限を迎えた際に、継続して捕獲活動をしたい場合は、満了期間 1 週間前に伊勢原市農業振興課に連絡してください。その後は、申請書を新しく記入していただくため、農業振興課までお越しください。

獵具設置

住所

氏名

許可期間

許可番号

許可者

伊勢原市長 西山 松太郎

担当部署 伊勢原市経済環境部農業振興課

電話番号 0463-94-4711

捕獲等しようとする鳥獣の種類

図 3-2 標識

捕獲活動を終了する場合は、罠を借りた場所に戻し、許可証、従事者証は、速やかに伊勢原市農業振興課に返納してください。※標識は、個人情報記入するものであるため、各自で処分してください。(図 3-2 参照)

8. 四半期ごとの報告について

許可期間が 3 ヶ月以上で四半期を跨ぐ場合は、四半期ごとに捕獲した動物とその頭数を下記の連絡先まで報告してください。

- ① 第 1 四半期：4 月～6 月
- ② 第 2 四半期：7 月～9 月
- ③ 第 3 四半期：10 月～12 月
- ④ 第 4 四半期：1 月～3 月



- ① 7 月初旬に報告
- ② 10 月初旬に報告
- ③ 1 月初旬に報告
- ④ 4 月初旬に報告

伊勢原市役所 経済環境部農業振興課

TEL : (0463) 94-4664